

令和7年度

# 学 生 便 覧

高知福祉専門学校

高知市南はりまや町2丁目16番6号

TEL(088)884-8484

FAX(088)883-5702

## はじめに

この「学生便覧」は、本学に2025年に入学した皆さんが在籍中、心得ておかなければならない「授業科目の履修方法」や「学校生活」等について解説したものです。本書をよく理解し、これからの学習がスムーズに進むよう心掛けて下さい。

今後皆さんは、この「学生便覧」を常に座右におき、卒業までの指針として利用して下さい。

# 目次

高知福祉専門学校学則(抜粋) .....	3
----------------------	---

## 履修課程

1. 授業科目 .....	7
2. 授業 .....	12
3. 再履修 .....	12
4. 試験 .....	13
5. 成績 .....	14
6. 実習 .....	14
7. 各種資格取得方法 .....	17
8. 在籍延期 .....	18
9. 卒業 .....	18
10. 休学・復学 .....	19
11. 退学・除籍 .....	19

## 学生生活

1. 建学の精神 .....	21
2. 学生生活指導 .....	21
3. 学生心得 .....	21
4. 諸手続と窓口関係 .....	25
5. 健康管理 .....	26
6. 奨学金・学費サポートプラン .....	26
7. 学費その他の諸経費について .....	28
8. 事務取扱時間 .....	28
9. 図書室の利用について .....	29

## 高知福祉専門学校校歌

# 高知福祉専門学校学則（抜粋）

## 第1章 総 則

（目 的）

第1条 本校は学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき、社会福祉及び医療を中心にした人材の育成、並びに広く社会に貢献する人材を育成することを目的とする。

（名 称）

第2条 本校は、高知福祉専門学校と称する。

（位 置）

第3条 本校は、高知県高知市南はりまや町2丁目16番6号、高知県高知市九反田8番15号に置く。

## 第2章 課程、学科、修業年限、定員、学年、学期および休業日

（学年および学期）

第5条 本校の学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2. 本校の学期は次のとおりとする。

(1) 前期 4月1日から9月30日まで

(2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

（休 業 日）

第6条 本校の休業日は次のとおりとする。

(1) 日 曜 日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 夏 季 休 業 8月1日から9月9日まで

(4) 冬 期 休 業 12月26日から翌年1月9日まで

(5) 学 年 末 休 業 日 3月7日から3月31日まで

(6) 開 校 記 念 日 11月20日

(7) その他の休業日 35日以内

2. 校長は前項第3号から第5号に掲げる休業日の総数以内で、その期日を変更することがある。

3. 前項第7号の期日は、校長が定める。

4. 校長は教育上必要があると認めるときは、第1項に掲げる休日に授業を行うことができる。

5. 校長は非常変災その他急迫の事情があると認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

## 第3章 入学、休学、退学及び賞罰

（入 学 時 期）

第7条 本校の入学時期は、学年の始めとする。

（受験、入学手続き）

第9条 本校の入学手続きは、次のとおりとする。

1. 本校に入学を希望する者は、所定の入学願書に第19条に定める入学検定料を添え、所定の期日ま

でに校長に提出しなければならない。

2. 本校の入学は入学考査に基づき校長が許可する。
3. 本校に入学の許可を受けたものは、所定の誓約書と入学金を指定の期日までに校長に提出し、納付しなければならない。
4. 前項に定める手続きが指定の期日までに行われない時は、校長は入学許可を取り消すことができる。

#### (転入学)

第10条 本校の専門課程に転入学できる者は、大学、短期大学、専修学校専門課程在籍者で、校長が適当と認めたものとする。

2. 転入学の時期は、学年の始めとする。

#### (編入学)

第11条 本校の専門課程に編入学できる者は、大学、短期大学、専修学校専門課程卒業者もしくは中途退学者で校長が適当と認めたものとする。

1. 編入学の時期は、学年の始めとする。
2. 教育上有益と認めるときは、入学前に行った大学、短期大学、専修学校専門課程における授業科目の履修を本校における授業科目の履修と認めることができる。ただし、本校の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えないものとする。

#### (休学)

第12条 学生が病気その他の理由により2ヶ月以上休学する時は、医師の診断書又は詳細な理由書を添えて校長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2. 休学期間は、引き続き1年を超えることができない。
3. 休学者が復学しようとする場合は、その旨を願い出て、校長の許可を受けなければならない。

#### (退学)

第13条 退学しようとする者は、その理由を記載し保証人連署の上、校長の許可を受けなければならない。

#### (褒賞)

第14条 校長は、成績並びに性行ともに優れ、他の学生の模範となる学生を褒賞することができる。

#### (懲戒)

第15条 校長および教員は、学生がこの学則その他本校の定める諸規定を守らず、またはその本分に反した行為があり、教育上必要があると認められる時は、当該学生に懲戒を加えることができる。

2. 前項に規定する懲戒のうち退学、停学および訓告の処分は、校長がこれを行う。
3. 前項に規定する退学の処分は、次の各号の一に該当する学生に対してのみ行うことができる。
  - (1) 性行不良で、改善の見込がないと認められる者
  - (2) 学力劣等で、成業の見込がないと認められる者
  - (3) 正当な理由がなくて、出席が常でない者
  - (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

## 第4章 履修方法および卒業

### (教育課程及び授業時間、卒業)

第16条 本校における年間授業時数、年間授業日数、授業科目、単位数、卒業に必要な単位数は、次の各項に掲げるとおりとする。

- (2) 年間授業時数及び年間授業日数は、次の各号に掲げる内容を基準とする。
  - ① 年間授業時数は、800時間以上とする。
  - ② 年間授業週数は、30週以上とする。

- ③ 週間授業時数は、27時間以上とする。
- ④ 年間授業日数は、150日以上とする。
- (3) 本校において行う講義、演習、実習の単位基準は、講義1単位(15時間)、演習1単位(15～30時間)、実習1単位(30～45時間)とする。
- (4) 授業時間数は「別表1」のとおりとする。
- (5) 授業科目、単位数は「別表2」のとおりとする。
- (6) 卒業に必要な単位数は「別表2」のとおりとする。
- (7) 卒業に必要な単位数を取得した者に対して、別記第1号様式の卒業証書を授与し、専門士と称することを認める。(平成6年文部省告示第84号)

(成績評価)

第17条 学生が教育指導計画に従って授業科目を履修した場合には、その成績を評価して合格した者には単位を与える。

- 2. 成績の評価は単に試験の成績だけで行うものではなく、試験の成績に平素の学習状況、出席状況、レポートの提出状況などを加味した上で総合的に行う。
  - (1) 出席日数が、講義・演習3分の2、実習5分の4以下の場合には、理由の如何を問わず、単位を認定しない。
- 3. 成績評価の結果は、A・B・C・Dをもって表わし、Dを不合格とする。
- 4. 実習などの一部の科目については、正常に授業を受けた者に対して単位の認定をする。
- 5. 成績の評価は100点を最高点として行い得点との関係は80点以上A、70点以上B、60以上C、59点以下Dとする。

(履修の認定)

第18条 カリキュラム変更により、休学等により旧カリキュラムの授業が受けられない場合は、校長が認めた履修科目は、新カリキュラムの科目として履修認定を行うことができることとする。

- (2) 本校に設置する学科を卒業後、他学科に編入学する場合、校長が認めた履修科目は、編入学する学科の科目として履修認定を行うことができることとする。

## 第5章 学生納付金その他

(納付)

第23条 授業料等は、出席の有無にかかわらず所定の期日までに、納付しなければならない。

- 2. 学生が、正当な理由がないのに授業料等を1ヶ月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないと認められるときは、校長は、退学を命ずることがある。
- 3. 既納の納入金は、いかなる理由があっても返還しない。

(貸付)

第24条 次の各号の一に該当する者は、校長の認定により授業料の貸し付けを受けることができる。

- (1) 成績優秀にして学費継続困難なる者
- (2) 成績優秀にして入学意思を有するも、家庭貧困で入学困難なる者

(免除)

第25号 次の各号の一に該当する者は、校長の認定により授業料の免除を受けることができる。

- (1) 身体障害者で市町村長の推薦のあった者
- (2) 生活保護を受けている子女で市町村長の推薦があった者
- (3) 成績優秀にして学費継続困難なる者
- (4) 成績優秀にして入学意思を有するも、家庭貧困で入学困難なる者

(雑則)

第26号 この学則の実施に関し必要な事項は、校長が別に定める。

# 履 修 課 程

# 1 授業科目

別表 1の1

## 1. 社会福祉学科

区分	科目名	必 選 の 別	単位取得方法			単 位			時 間	履修学年					
			レ ポ ー ト	試 験	ス ク ー リ ン グ	講 義	演 習	実 習		1年次		2年次		3年次	
										前期	後期	前期	後期	前期	後期
総合科目	憲法	必	○	○		2			30	30					
	情報リテラシーと処理技術	必	○	○	○	2			30		30				
	健康科学	必	○	○		1			15	15					
	スポーツ(実技)	必			○			1	30		30				
	英語コミュニケーション	必	○	○			2		30	30					
専門科目	※ 医学概論	必		○		2			30						30
	※ 心理学と心理的支援	必		○		2			30				30		
	※ 社会学と社会システム	必		○		2			30				30		
	※ 社会福祉論(社会福祉)	必	○	○		2			30	30					
	※ 福祉政策	必		○		2			30				30		
	※ 社会福祉調査の基礎	必		○		2			30						30
	※ ソーシャルワークの基盤と専門職	必		○		2			30	30					
	※ ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)	必		○		2			30		30				
	※ ソーシャルワークの理論と方法	必		○		4			60			30	30		
	※ ソーシャルワークの理論と方法(専門)	必		○		4			60					30	30
	※ 地域福祉と包括的支援体制	必		○		4			60					30	30
	※ 福祉サービスの組織と経営	必		○		2			30						30
	※ 社会保障	必		○		4			60					30	30
	※ 高齢者福祉	必		○		2			30					30	
	※ 障害者福祉	必		○		2				30					
	※ こども家庭福祉	必	○	○		2			30	30					
	※ 貧困に対する支援	必		○		2			30						30
	※ 保健医療と福祉	必		○		2			30				30		
	※ 権利擁護を支える法制度	必		○		2			30				30		
	※ 刑事司法と福祉	必		○		2			30					30	
	※ ソーシャルワーク演習	必		○			1		30		30				
	※ ソーシャルワーク演習(専門)	必		○			4		120			30	30	30	30
	※ リハビリテーション論	選		○		2			30						30
	※ 児童文学演習	選		○			1		30		30				
	※ レクリエーション概論	選		○		2			30				30		
	※ レクリエーション基礎実技	選		○			2		60					30	30
	※ 手話	選		○			1		30	30					
	※ 音楽表現論	必	○	○			1		30	30					
	※ 造形表現論	必	○	○			1		30	30					
	※ 人間関係論	必	○	○		1			15	15					
	※ 言葉とこどもの文化	必	○	○		1			15		15				
	※ 保育原理	必	○	○		2			30	30					
※ こどもの発達と家庭支援	必	○	○		2			30		30					
※ 乳幼児保育 I	必	○	○		2			30			30				
※ 社会的養護 I	必	○	○		2			30	30						
※ 教育原理	必	○	○		2			30	30						
※ 教職論	必	○	○		2			30		30					
※ 教育課程論	必	○	○		2			30			30				
※ 教育方法論	選	○	○		2			30		30					

区分	科目名	必 選 の 別	単位取得方法			単 位			時 間	履修学年					
			レ ポ ー ト	試 験	ス ク ー リ ン グ	講 義	演 習	実 習		1年次		2年次		3年次	
										前期	後期	前期	後期	前期	後期
専 門 科 目	教育心理学	必	○	○	○		2		60	30	30				
	発達心理学	必	○	○			2		30	30					
	保育内容総論	必	○	○			1		30		30				
	こどもの指導法「人間関係」	必			○		1		30	30					
	こどもの指導法「言葉」	必			○		1		30	30					
	こどもの指導法「リズム表現」	必			○		1		30	30					
	こどもの指導法「音楽表現」	必			○		2		60		20		20	20	
	こどもの指導法「健康」	必			○		1		30			30			
	こどもの指導法「環境」	必			○		1		30			30			
	こどもの指導法「言語表現」	必			○		1		30			30			
	こどもの指導法「造形表現」	必			○		1		30			30			
	ピアノ	必		○			5		150	30	30	30	30	30	
	こどもと体育	選			○		1		30			30			
	こどもと造形	必			○		1		30			30			
	こどもの保健	必	○	○			2		30			30			
	社会的養護Ⅱ	必			○		1		30			30			
	こどもの食と栄養	必	○	○	○		2		60			60			
	障害児保育	必	○	○	○		2		60			60			
	こどもの理解と援助	必			○		1		30			30			
	健康論	選	○	○			1		15			15			
	環境論	必	○	○			1		15			15			
	特別支援教育	必	○	○			1		15				15		
	こどもの理解と相談支援	選	○	○			2					30			
	こども家庭支援論	必	○	○			2		30				30		
	こどもの健康と安全	必			○		1		30			30			
	表現とこどもの運動	必	○	○			1		30			30			
	子育て支援	必			○		1		30					30	
	乳幼児保育Ⅱ	必			○		1		30					30	
保育・教職実践演習(幼稚園)	必	○	○	○		2		60					60		
専門研究ゼミ	選		○			2		60						60	
実 習 科 目	※ ソーシャルワーク実習指導	必		○			3		90				30	30	30
	※ ソーシャルワーク実習	必						8	240						240
	教育実習指導	選		○			2		60				30	30	
	教育実習事前・事後指導	選			○			1	45				45		
	教育実習	選						4	180					180	
	保育実習指導Ⅰ(保育所)	選	○	○	○		1		30				30		
	保育実習指導Ⅰ(入所型児童福祉施設)	選	○	○	○		1		30		30				
	保育実習Ⅰ(保育所・入所型児童福祉施設)	選						4	160		80		80		
	保育実習指導ⅡまたはⅢ	選	○	○			1		30				30		
	保育実習Ⅱ(保育所)	選											80		
保育実習Ⅲ(入所型児童福祉施設)	選							2	80						
合 計									3615	570	475	660	660	710	540

卒業単位数は128単位とし、全て必修科目とする。

※社会福祉士受験基礎資格科目

別表 1の2

## 2. 介護福祉学科

区分	科目名	形態	必選の別	単位	時間	時間・単位数(学年別)			
						1年次		2年次	
						前期	後期	前期	後期
人間と社会	人間の尊厳と自立	講義	必修	2	30	30			
	人間関係とコミュニケーション	演習	必修	1	30	30			
	多職種連携・マネジメント (人間関係とコミュニケーション)	演習	必修	1	30			30	
	社会の理解	講義	必修	4	60	30			30
	レクリエーション概論	講義	必修	2	30	30			
	情報処理	演習	必修	1	30		30		
	手話	演習	選択	2	60	30	30		
	卒業ゼミ	演習	必修	3	90			90	
	小計			16	360	150	60	120	30
介護	介護の基本Ⅰ	講義	必修	4	60	60			
	介護の基本Ⅱ	講義	必修	4	60		30	30	
	介護の基本Ⅲ	講義	必修	4	60			30	30
	コミュニケーション技術	講義	必修	4	60	30	30		
	リハビリテーション論	講義	選択	2	30		30		
	生活支援技術A(生活支援・家政)	演習	必修	2	60			60	
	生活支援技術B(基礎介護技術)	演習	必修	3	90	60	30		
	生活支援技術C(応用介護技術)	演習	必修	1	30		30		
	生活支援技術C(ノーリフティングケア)	演習	必修	2	60			30	30
	生活支援技術D(レクリエーション)	演習	必修	2	60		30	30	
	介護過程Ⅰ	講義	必修	4	60	30	30		
	介護過程Ⅱ	演習	必修	2	60			60	
	介護過程Ⅲ	演習	必修	1	30				30
	介護総合演習Ⅰ	演習	必修	1	30	30			
	介護総合演習Ⅱ	演習	必修	1	30	15	15		
	介護総合演習Ⅲ	演習	必修	1	30			30	
	介護総合演習Ⅳ	演習	必修	1	30				30
	介護実習Ⅰ	実習	必修	6	270	90	160	20	
介護実習Ⅱ	実習	必修	4	180			180		
小計			49	1290	315	385	470	120	
のこころとからだ	発達と老化の理解	講義	必修	4	60	30	30		
	認知症の理解	講義	必修	4	60	30		30	
	障害の理解	講義	必修	4	60				60
	医学一般(こころとからだのしくみ)	講義	必修	2	30		30		
	こころとからだのしくみ	講義	必修	6	90	30	30	30	
	心理学	講義	選択	2	30				30
	国家試験対策	講義	必修	4	60				60
	小計			26	390	90	90	60	150
医療的ケア	医療的ケアⅠ※	講義	必修	4	68	30	38		
	医療的ケアⅡ	演習	必修	2	60			60	
	小計			6	128	30	38	60	0
合計				97	2168	585	573	710	300

※医療的ケアⅠは1単位17時間とする

別表 2の2

卒業単位数は91単位とし内訳は次のとおりとする。

	必修科目	合計
人間と社会	14	14
介護	47	47
こころとからだのしくみ	24	24
医療的ケア	6	6
合計	91	91

3. こども福祉学科(幼児教育コース)

区分	科目名	必選の別	単位取得方法			単 位			時 間	履 修 学 年				
			レポート	試 験	タートルン	講 義	演 習	実 習		1年次		2年次		
										前期	後期	前期	後期	
教養科目	憲法	必	※	○	○		2		30	30				
	情報リテラシーと処理技術	必	※	○	○	○	2		30		30			
	健康科学	必	※	○	○		1		15	15				
	スポーツ(実技)	必	※			○			30		30			
	英語コミュニケーション	必	※	○	○			2	30	30				
	国語表現法	選			○		2		30	30				
保育に関する本質・目的	保育原理	必	○※		○		2		30	30				
	教育原理	必	※	○	○		2		30	30				
	こども家庭福祉	必	○※		○		2		30	30				
	社会福祉論	必	○※		○		2		30	30				
	こども家庭支援論	必			○		2		30		30			
	社会的養護Ⅰ	必	○※		○		2		30	30				
保育に関する科目	教職論	必	※	○	○		2		30		30			
	発達心理学	必	○※		○		2		30	30				
	こどもの発達と家庭支援	必	○※		○		2		30		30			
	こどもの理解と援助	必			○		1		30			30		
	こどもの保健	必	○※		○		2		30			30		
	こどもの食と栄養	必	○※		○		2		60			30	30	
保育の内容・方法に関する科目	教育課程論	必	※	○	○		2		30	30				
	保育内容総論	必	※	○	○		1		30		30			
	こどもの指導法「健康」	必	※			○	1					30		
	こどもの指導法「人間関係」	必	※			○	1		30	30				
	こどもの指導法「環境」	必	※			○	1		30			30		
	こどもの指導法「言葉」	必	※			○	1		30	30				
	こどもの指導法「リズム表現」	必	※			○	1		30	30				
	こどもの指導法「造形表現」	必	※			○	1		30	30				
	こどもの指導法「音楽表現」1・2・3	必	※			○	3		90	30	30	30		
	こどもと造形	必	○※				1		30	30				
	表現とこどもの運動	必	※	○	○		1		30	30				
	こどもの指導法「言語表現」	必	※			○	1		30			30		
	乳幼児保育Ⅰ	必	○※		○		2		30		30			
	乳幼児保育Ⅱ	必	○※				1		30			30		
	こどもの健康と安全	必	○※				1		30			30		
	障害児保育	必			○		2		60			30	30	
	社会的養護Ⅱ	必	○※				1		30			30		
	子育て支援	必	○※				1		30			30		
	実習	保育実習Ⅰ	必					4	160	80	80			
		保育実習指導Ⅰ	必					2	60	30	30			
総合演習	保育・教職実践演習	必	※	○	○	○	2	60			30	30		
告示別表第二による教科目	教育心理学	必	※	○	○	○	2	60	30	30				
	言葉とこどもの文化	選必	※	○	○		1	15	15					
	特別支援教育	必	※	○	○		1	15				15		
	健康論	必	※	○	○		1	15				15		
	人間関係論	必	※	○	○		1	15	15					
	環境論	必	※	○	○		1	15				15		
	音楽表現論	選必	※	○	○		1	30	30					
	造形表現論	選必	※	○	○		1	30	30					
	こどもと体育	選必	○※				1	30				30		
	ピアノ	選必					4	120	30	30	30	30	30	
	児童文学演習	選必			○		1	30		30				
	保育技術	選必					1	30					30	
	保育実習Ⅱまたは保育実習Ⅲ	選必					2	80					80	
	保育実習指導ⅡまたはⅢ	選必			○		1	30				30		
	卒業研究	必					1	30					30	
	保育士資格取得科目ではないが、学校独自の科目として開設されている科目	教育方法論	必		○	○		2	30		30			
こどもの理解と相談支援		必		○	○		2	30			30			
教育実習指導Ⅰ		選			○		2	30		30				
教育実習指導Ⅱ		選			○		2	30			30			
教育実習事前・事後指導		選				○	1	60		30		30		
教育実習		選					4	180			180			
課外授業		必					2	90					90	
ボランティア実習		必					1	45				45		
合計							2475	785	530	810	380			

※...豊岡短期大学科目 ○...認定科目

卒業単位は87単位とし、内訳は次のとおりとする。

種 別	必修	選必	選択	計
教養科目	8	0	—	8
告示別表第1による教科目	54	0	—	54
告示別表第2による教科目	6	10	—	16
保育士資格取得科目ではないが、学校独自の科目として開設されている科目	8	0	1	9
合 計	76	10	1	87

3. こども福祉学科(保育士コース)

区分	科目名	必 選 の 別	履 修 法	時 間	履 修 学 年			
					1年次		2年次	
					前 期	後 期	前 期	後 期
教養科目	憲法	必	2講義	30	30			
	情報リテラシーと処理技術	必	2講義	30		30		
	健康科学	必	1講義	15	15			
	スポーツ(実技)	必	1実習	30		30		
	英語コミュニケーション	必	2演習	30	30			
目的・ 科目に 関する 保育の本質・ 理解に 関する 保育の 対象の 理解	国語表現法	選	2講義	30	30			
	保育原理	必	2講義	30	30			
	教育原理	必	2講義	30	30			
	こども家庭福祉	必	2講義	30	30			
	社会福祉論	必	2講義	30	30			
	こども家庭支援論	必	2講義	30		30		
	社会的養護 I	必	2講義	30	30			
	教職論	必	2講義	30		30		
	発達心理学	必	2講義	30	30			
	こどもの発達と家庭支援	必	2講義	30		30		
保育の 内容・ 方法に 関する 科目	こどもの理解と援助	必	1講義	30			30	
	こどもの保健	必	2講義	30			30	
	こどもの食と栄養	必	2演習	60			30	30
	教育課程論	必	2講義	30	30			
	保育内容総論	必	1演習	30		30		
	こどもの指導法「健康」	必	1演習	30			30	
	こどもの指導法「人間関係」	必	1演習	30	30			
	こどもの指導法「環境」	必	1演習	30			30	
	こどもの指導法「言葉」	必	1演習	30	30			
	こどもの指導法「リズム表現」	必	1演習	30	30			
	こどもの指導法「造形表現」	必	1演習	30	30			
	こどもの指導法「音楽表現」1・2・3	必	3演習	90	30	30	30	
	こどもと造形	必	1演習	30	30			
	表現とこどもの運動	必	1演習	30	30			
	こどもの指導法「言語表現」	必	1演習	30			30	
	乳幼児保育 I	必	2講義	30		30		
	乳幼児保育 II	必	1演習	30			30	
	こどもの健康と安全	必	1演習	30			30	
	障害児保育	必	2演習	60			30	30
	社会的養護 II	必	1演習	30			30	
子育て支援	必	1演習	30			30		
習実育保	保育実習 I	必	4演習	160	80	80		
	保育実習指導 I	必	2演習	60	30	30		
総合演習	保育・教職実践演習	必	2演習	60			30	30
告示別 表第二 による 教科目	教育心理学	必	2演習	60	30	30		
	言葉とこどもの文化	選必	1講義	15	15			
	特別支援教育	必	1講義	15			15	
	健康論	必	1講義	15			15	
	人間関係論	必	1講義	15	15			
	環境論	必	1講義	15			15	
	音楽表現論	選必	1講義	30	30			
	造形表現論	選必	1講義	30	30			
	こどもと体育	選必	1講義	30			30	
	ピアノ	選必	4演習	120	30	30	30	30
	児童文学演習	選必	1演習	30		30		
	保育技術	選必	1演習	30				30
	保育実習 II または 保育実習 III	選必	2演習	80				80
	保育実習指導 II または III	選必	1演習	30			30	
	保育士資格 取得科目 ではないが、 学校独自の 科目として 開設されて いる科目	卒業研究	必	1演習	30			
課外授業		必	1実習	45				45
課題研究A		選	2演習	60	30	30		
課題研究B		選	1演習	30			30	
課題研究C		選	1演習	30				30
レクリエーション概論		必	2講義	30	30			
レクリエーション基礎実技		必	2演習	60		30	30	
食育		選	2講義	30			30	
ボランティア実習	選	2実習	90			45	45	
合計				2385	845	500	650	390

別表 2の4

卒業単位は91単位とし、内訳は次のとおりとする

種 別	必修	選必	選択	計
教養科目	8	0		
告示別表第 1 による教科目	54	0	7	91
告示別表第 2 による教科目	6	10		
保育士資格取得科目ではないが、学校独自の科目として開設されている科目	6	0		
合 計	74	10	7	91

## 2 授 業

本校は単位・時間制です。単位・時間制とは、定められた時間を履修し、試験に合格することによって単位を取得する。

### 1. 科目別授業形態（時間割表参照）

- (1) 通 年 科 目 前期・後期の一年間にわたって授業が行われる科目
- (2) 前 期 科 目 前期の半年間に授業が行われる科目
- (3) 後 期 科 目 後期の半年間に授業が行われる科目
- (4) 集 中 講 義 一定期間に集中して授業が行われるもの
- (5) 特 別 講 義 実習や就職等に必要テーマについて特別に授業が行われるもの
- (6) スクーリング科目 面接授業(社会福祉学科・こども福祉学科幼児教育コース)

### 2. 授業時間は原則として1日4時限で下記の通りである

第1時限	第2時限	第3時限	第4時限
9：00～10：30	10：40～12：10	13：10～14：40	14：50～16：20

### 3. 出席について

- (1) 授業時間の2/3以上出席をすること。
- (2) 遅刻は、授業開始20分までとし、それ以降は欠席とみなす。
- (3) 早退は、授業終了20分以内とし、それ以上は欠席とみなす。
- (4) 同一時限内での遅刻・早退は欠席とみなす。
- (5) 20分以内の遅刻ならびに早退は3回で1時限欠席とみなす。
- (6) 授業の妨げとなる場合は退出を命ずることがある。
- (7) 学業が常でない場合は欠席とみなす。

### 4. 休講・補講

- (1) 各授業科目の担当者及び学校行事等やむを得ない事情が生じた場合、休講することがある。
- (2) 授業時間数が必要時間に満たない場合及び必要と認める場合、補講を行うことがある。
- (3) 休講・補講の通知は掲示板により連絡する。
- (4) 校長は非常変災その他急迫の事情があると認めるときは、休講することがある。

## 3 再 履 修

- 出席時間不足で定期試験の受験資格を喪失した科目を翌年度に再び履修することを言う。
- 2年あるいは3年の課程で、2年次あるいは3年次の授業時間に支障をきたさないで1年次あるいは2年次の授業科目を再履修することはほとんど不可能なので、勉学に励み、このような状況を招かないよう留意すること。
- スクーリング科目(社会福祉学科・こども福祉学科幼児教育コース)で、欠席者及び不合格者は再履修となる。

## 4 試 験

試験は筆記・レポート・提出物・実技などによって行う。

### 1. 定期試験

受験資格

- (1) 授業時間数の $\frac{2}{3}$ 以上出席していること。
- (2) 授業料その他納付金を納入済であること。
- (3) 学生証を試験時机上に提示すること。
- (4) 社会福祉学科・こども福祉学科(幼児教育コース)はレポート提出を要件とする科目がある。

### 2. 追 試 験

前期試験・後期試験をやむを得ない理由により受験できなかった者で、正当な理由があると認められる者は1回限りその期の試験中、または直後の期日に受験することができる。追試験受験申込書に必要事項を記入し、欠席理由証明書を添えて届け出ること。

欠 席 理 由	提出証明書
天 災 地 変	被 災 証 明 書
交 通 事 故	事 故 証 明 書
病 欠 ・ 事 故	医師の診断書など
就 職 試 験	受験証明書など
その他やむを得ない理由	理 由 書

(注) 当日もしくは前もって連絡のない場合は無効となる。

※但し、病欠とは、インフルエンザ等の感染症及びやむを得ない場合のみ。

### 3. 再 試 験

前期試験・後期試験・追試験の不合格者及び欠席者は必要な手続きを経て再試験を受けることができる。

[再試験受験手続き]

- 再試験受験申込書(事務室窓口)に必要な事項を記入し、所定の期日迄に事務室へ申し込み、再試験受験料を納入すること(その際、学生証を提示すること)。
- 申込書は事務室に提出し、受験申込書を受け取る。
- 再試験の合格者の成績はすべて60点とする

### 4. 試験の際の注意事項

- 試験の時間は原則として60分間である。
- 試験開始後、20分を経過した場合は、入室できない。
- 試験開始後の退室については、試験監督教員の指示に従うこと。

○学生証なき者は、試験を受験することができない(学生証を所持していない場合は仮学生証の発行を受け提示すること。)

○学生証を机の上に提示すること。

○筆記用具、その他持ち込みを許可されたもの以外は、指示された場所に置くこと。

○不正行為をした者は、定期試験の科目が全て不合格となり、再試験となる。

[その他の注意事項]

○試験についての日程、時間等はすべて掲示により通知するので、掲示板には常に注意すること。

## 5 成 績

### 1. 単位認定

成績は60点以上を合格とし所定の単位が与えられる。

### 2. 成績評価

成績の評定は次のとおりとする。

- A 80点以上
- B 70点以上80点未満
- C 60点以上70点未満
- D 60点未満(不合格)

## 6 実 習

### 実習についての注意事項

- 所定の科目を修めていない者は、実習に行くことができない。
- 学校が指定する検診等を受けない者は、実習に行くことができない。
- 資格取得希望者は、確固とした気持ちを持って実習に臨むよう心掛けること。
- 実習期間中、資格を取得しようとする者にあるまじき態度をとった場合は、実習を途中であっても中止する。よって、資格を取得することができない場合がある。
- 実習期間中、事故が発生した場合は、直ちに学校へ連絡すること。
- 何らかの理由で実習を再度行う場合は、別途実習費が必要である。

## (社会福祉学科)

### □実習カリキュラム

保育実習	保育実習Ⅰ	施設	10日間(80時間以上)
		保育所	10日間(80時間以上)
	保育実習Ⅱ	保育所	10日間(80時間以上)
	保育実習Ⅲ	施設	
教育実習	幼稚園	4週間(180時間以上)	
ソーシャルワーク実習	社会福祉施設・機関	240時間以上(2施設)	

注：保育実習Ⅱ・保育実習Ⅲは、いずれかを選択する。

### □実習に参加するためには次の条件を満たしていること

#### 1. 保育実習

##### ◎保育実習Ⅰ(入所施設)

- (1) 下記の指定科目を含んだ専門教育科目を16単位以上修得済であること。  
こどもの指導法「言葉」こどもの指導法「リズム表現」こどもの指導法「人間関係」
- (2) 保育実習指導(入所施設)の試験に合格していること。
- (3) 保育実習指導Ⅰ(事前レポートおよび事前スクーリング)を合格していること。

##### ◎保育実習Ⅰ(保育所)

- (1) 保育実習指導(保育所)の試験に合格していること。
- (2) 保育実習指導Ⅰ(事前レポートおよび事前スクーリング)を合格していること。

##### ◎保育実習Ⅱか保育実習Ⅲのいずれかを選択

- (1) 保育実習Ⅰが終了していること。
- (2) 保育実習指導の試験に合格していること。
- (3) 保育実習Ⅱにおいては、ピアノの試験に合格していること。

#### 2. 教育実習

- (1) 下記の指定科目を含んだ教育職員免許法施行規則の科目を16単位以上修得済であること  
「教育心理学」こどもの指導法「言葉」こどもの指導法「リズム表現」こどもの指導法「人間関係」
- (2) 教育実習指導の試験に合格していること。
- (3) 教育実習事前・事後指導(事前指導スクーリング)を合格していること。
- (4) ピアノの試験に合格していること。

#### 3. ソーシャルワーク実習

- (1) ソーシャルワーク実習指導の試験に合格していること。

※ 実習参加申し込み書を期限迄に提出していること。

※ 諸条件を満たし、実習委員会で認められた者。

## (介護福祉学科)

### 1. 介護実習

在籍期間中に施設における実習を450時間以上履修する。その内訳は次のとおりである。

段 階	時 期	日 数
介護実習Ⅰ（入門介護実習）	6月～8月	12日間
介護実習Ⅰ（基礎介護実習）	10月	20日間
介護実習Ⅰ（居宅介護実習）	5月	3日間
介護実習Ⅱ（実践介護実習）	6月～7月	23日間

### 2. 実習資格

- (1) 介護実習Ⅰ（基礎介護実習）…介護実習Ⅰ（入門介護実習）を修了していること。
- (2) 介護実習Ⅰ（居宅介護実習）…介護実習Ⅰ（基礎介護実習）を修了していること。
- (3) 介護実習Ⅱ…介護実習Ⅰの単位を修得していること。
- (4) 諸条件を満たし、実習委員会で認められた者。

## (こども福祉学科)

### □実習カリキュラム

保 育 実 習	保 育 実 習 Ⅰ	保 育 所	10日間(80時間以上)
		入 所 施 設	10日間(80時間以上)
	保 育 実 習 Ⅱ	保 育 所	10日間(80時間以上)
		入 所 施 設	
教 育 実 習		幼 稚 園	4週間(180時間以上)

※幼児教育コース

注：保育実習Ⅱ・保育実習Ⅲは、いずれかを選択する。

### □実習に参加するためには次の条件を満たしていること

#### 1. 保育実習(幼児教育コース・保育士コース)

##### ◎保育実習Ⅰ(保育所)

(1) 保育実習指導(保育所)の試験に合格していること。

##### ◎保育実習Ⅰ(入所施設)

(1) 保育実習指導(入所施設)の試験に合格していること。

##### ◎保育実習Ⅱか保育実習Ⅲのいずれかを選択

(1) 保育実習Ⅰが終了していること。

(2) 保育実習指導の試験に合格していること。

(3) 保育実習Ⅱにおいてはピアノの試験に合格していること。

#### 2. 教育実習(幼児教育コース)

(1) 下記の指定科目を含んだ教育職員免許法施行規則の科目16単位以上修得済であること

「教育心理学」こどもの指導法「言葉」こどもの指導法「リズム表現」こどもの指導法「人間関係」

(2) 教育実習指導の試験に合格していること。

(3) 教育実習事前・事後指導(事前指導スクーリング)を合格していること。

(4) ピアノの試験に合格していること。

※実習参加申し込み書を期限迄に提出していること。

※諸条件を満たし、実習委員会で認められた者。

## 7 各種資格取得方法

### (社会福祉学科)

#### 1. 保育士資格

- (1) 保育実習Ⅰ（保育所・入所型児童福祉施設） 4単位
- (2) 保育実習Ⅱ（保育所）または、保育実習Ⅲ(入所型児童福祉施設) 2単位
- (3) 保育実習指導Ⅰ（スクーリング及び事前レポート・事後レポート提出） 2単位
- (4) 保育実習指導ⅡまたはⅢ（事前レポート・事後レポート提出） 1単位

#### 2. 幼稚園教諭2種免許状

- (1) 教育実習指導 2単位
- (2) 教育実習事前・事後指導(スクーリング) 1単位
- (3) 教育実習 4単位

#### 3. 社会福祉士国家試験受験基礎資格

社会福祉学科単位履修表(P7～8)のなかで※のついた科目の単位を修得していること。

#### 4. 社会福祉主事任用資格

卒業単位を修得していること。

### (介護福祉学科)

#### 1. 介護福祉士

卒業単位を修得していること。

### (こども福祉学科)幼児教育コース

#### 1. 保育士資格

- (1)保育実習Ⅰ(保育所・入所型児童福祉施設) 4単位
  - (2)保育実習Ⅱ(保育所)または、保育実習Ⅲ(入所型児童福祉施設) 2単位
- 以上 6単位を修得していること。

#### 2. 幼稚園教諭2種免許状

- (1)教育実習指導Ⅰ 2単位
- (2)教育実習指導Ⅱ 2単位
- (3)教育実習事前・事後指導(スクーリング) 1単位
- (4)教育実習 4単位

以上 9単位を修得していること。

#### 3. 社会福祉主事任用資格

卒業単位を修得していること。

## (こども福祉学科)保育士コース

### 1. 保育士資格

- (1) 保育実習Ⅰ(保育所・入所型児童福祉施設) 4単位
  - (2) 保育実習Ⅱ(保育所)または、保育実習Ⅲ(入所型児童福祉施設) 2単位
  - (3) 保育実習指導Ⅰ 2単位
  - (4) 保育実習指導ⅡまたはⅢ 1単位
- 以上 9単位を修得していること。

## (社会福祉学科・介護福祉学科・こども福祉学科保育士コース 共通)

### レクリエーションインストラクター

- (1) レクリエーション概論 2単位
  - (2) レクリエーション基礎実技(社会福祉学科・こども福祉学科保育士コース) 2単位  
生活支援技術D(レクリエーション)(介護福祉学科) 2単位
  - (3) レクリエーション学外実習参加 3回以上
- 以上3項目の条件を満たし、学内審査に合格した者。

## 8 在 籍 延 期

在籍延期とは、最短修業年限在籍しても卒業に必要な単位が取得できなかった場合、不足の単位が取得できるまで授業料を納入して在籍期間を延長すること。

- (1)社会福祉学科3年間在籍(最長在籍期間6年)
- (2)介護福祉学科2年間在籍(最長在籍期間4年)
- (3)こども福祉学科2年間在籍(最長在籍期間4年)

## 9 卒 業

次の条件を満たすと高知福祉専門学校の卒業生として、卒業証書を授与し、文部科学大臣告示により専門士と称することを認める。

社会福祉学科・こども福祉学科幼児教育コースにおいては、更に豊岡短期大学の卒業生として短期大学士の学位が与えられる。

### 卒業のための条件

- (1)社会福祉学科3年、介護福祉学科・こども福祉学科は2年以上在籍した者
- (2)卒業するために必要な単位(卒業所要単位数)を取得した者
- (3)必要な学費等を全額納入している者
- (4)卒業判定会議で卒業可とされた者

## 10 休学・復学

(1) 学生が病気その他の理由により2ヶ月以上休学する時は、医師の診断書又は詳細な理由書を添えて校長に願い出て、その許可を受ける。

※学費が納入されてからの休学は認められない。

(2) 休学期間は、1年とし、4月1日～翌年3月31日までとする。

(3) 休学者が復学しようとする場合は、その旨を願い出て、校長の許可を受けなければならない。復学手続期間(2月末迄)。

## 11 退学・除籍

(1) 退学しようとする者は、その理由を記載し保証人連署の上、校長の許可を受けなければならない。

(2) 期日までに学費納入なき者は除籍とする。

# 学生生活

## 掲示について

学内からの重要な伝達はすべて掲示によって行われ、  
掲示した内容は全学生に伝達されたものとみなされる。

緊急連絡も掲示にて行うので、学内の掲示板は登校・  
下校時に必ず注意してよく見ること。

---

## 期限の厳守

再試験申し込み、レポート提出、各種申請書等、  
その他学校から学生に提出を求める時は、必ず期限  
が定められているので、これを厳守すること。

期限をすぎると受理されなかったり、無効となる  
ので注意すること。

## 1. 建学の精神

高知福祉専門学校の校章は、青(希望の色)をスクールカラーとし、愛(愛される人)、敬(尊敬される人)、信(信頼される人)を3つの教育方針として、それぞれが手を取り合って、丸い形(人間の理想)に近づこうとする型からこの校章が出来上がりました。

## 2. 学生生活指導

本校の学生生活をより有意義にし、より充実したものにするために、下記のような制度をとっている  
ので積極的に活用して下さい。

### 1. 指導教員(担任)制

各クラスにおいて、それぞれ指導教員(担任)制をとっています。学習面や生活上のことなどよきアドバイザーとして、適切な指導、助言を受けるようにして下さい。

### 2. 教務担当

授業、試験、成績、学籍、学業に関する学務業務を扱っています。履修等不明な点は気軽に指導教員  
または、窓口にご相談して下さい。

学校の決定した学生厚生補導についての方針に基づいて、学生の福利厚生、課外活動、奨学金、保健  
衛生等、具体的な日常業務を取り扱っています。

## 3. 学生心得

### 1. 宣誓

- (1) 学則第9条により入学を許可された者は、入学時に誓約書に署名捺印して学校に提出しなければならない。
- (2) 誓約書は下記の通りである。  
『私は入学許可の上は学則を堅く守り、勉学に励むことを誓約致します』
- (3) 学生の在籍中にかかわるすべての事項について責任を負う保障人2名(第1保証人は原則父母)  
をたてて署名捺印の上誓約保証書を提出すること。
- (4) 学則は学校の憲法ともいえる基礎となる大切なものであり、単位取得や卒業に関することから賞罰  
に関する問題に至るまでのすべての規定はこの学則に基づいて定められている。

### 2. 学籍番号

- (1) 本校入学時に決定した学籍番号は、在籍中はもとより卒業後も変わらない。
- (2) この学籍番号は答案用紙、諸届・願の提出時等必ず記入すること。
- (3) 卒業後、この学籍番号は諸記録の索引番号として利用するので、問い合わせ、諸証明の請求の際、  
必ず学籍番号を併記すること。

### 3. 学 生 証

- (1) 学生はすべて入学時に学生証の交付を受けること。
- (2) 学生証は必ず常時携帯し、本校教職員またはJR等の機関より請求があるときは、いつでもこれを提示すること。
- (3) 学生証を紛失したときは、ただちに届け出て、所定の用紙により再交付を受けること。
- (4) 学生証は他人に貸与または譲渡してはならない。学生証の不正使用があった場合は没収の上、学則により懲戒処分を行う。
- (5) 学籍に異動を生じた場合、または卒業、退学等によって学籍を離れた場合は、学生証を返還すること。

### 4. 身 上 調 書

- (1) 学生は所定の身上調書（学籍カード）に必要事項を記入して事務室に提出すること。
- (2) 身上調書は、指導教員(担任)制を円滑に進めるために参考資料となるため、正確に記入すること。
- (3) 転居、改姓等記載事項に変更が生じた場合は、各種証明書の発行、その他、学校からの緊急連絡等に不備が生じるので迅速に届け出ること。
- (4) 氏名、住所、連絡先(携帯電話番号を含む)に変更があった場合、事務室に届け出ること。

### 5. 服装・頭髪

本校は建学の精神並びに教育方針に基づき、学生としての品位を保つため、学生の服装、頭髪について、規定を定めている。服装については、黒・紺系のスーツを着用し男子は白のワイシャツ及びネクタイ・革靴(黒)着用、女子は白のブラウス・パンプス(黒)ストッキング(ベージュ)を着用すること。着用期間は下記の通りである。頭髪については、実習期間、就職活動中は教員の指導に従うこと。

- (1) 入学時及び前期授業開始時より4月30日まで。
- (2) 各種学校行事及び実習期間。
- (3) 特別に校長の定めた期間

### 6. 掲 示

#### ★ 学生は諸掲示を毎日見ること。

学内の伝達および連絡事項は印刷物によるもののほか、原則として掲示板を通じて行う。掲示した事項は、全学生に周知されたものとして扱う。したがって 掲示板を見なかったために生じた不都合は学生本人の責任とされるので、登校・下校時には必ず掲示を見る習慣をつけるようにすること。

### 7. ロッカー

本校では通学上必要な学生の書籍等を収納できるように、ロッカーを個人別に貸与している。従って、学生が私物を机の中等他の場所に放置することは認めず、放置されている私物は教務室にて1週間保管した上適宜処分するのでくれぐれも留意すること。

ロッカーは、在籍の期間中貸与するが、その間各個人のロッカーは、各自の責任において管理すること。

なお、実習中、長期休暇等学校を離れる際には、各自のロッカーはきちんと整理し、私物は絶対に残さないこと。

## 8. 紛失物等

各自の持物については責任をもって保管し、紛失物がないよう特に留意すること。

- (1) 貴重品を紛失した場合は、事務室へ申し出ること。
- (2) 落とし物は、事務室で保管する。
- (3) 保管期間は1週間とする。

## 9. 学割及び各種証明書について

- (1) 申し込み用紙に記入の上、決められた時間内に申し込むこと。  
必ず学生証も提出し、筆記用具を持参すること。

受付時間	11時00分迄
配布時間	14時30分以降

- (2) 受付時間を過ぎて申し込みされた書類は、翌日の配布時間に配布される。
- (3) 例外は認めないので、必要に応じて早めに申し込むこと。
- (4) 実習等で通学とは異なる区間の学割を希望する際は、実習開始より1ヶ月前までに申し込むこと。
- (5) 豊岡短期大学関係の証明書については2週間前までに申請すること。

## 10. 通学方法について

- (1) 通学は原則として公共交通機関及び自転車通学とし、条件によって原動機付自転車のみ許可される。
- (2) 自転車及び原動機付自転車は、定められた場所に正しく駐輪すること。
- (3) スタンド、ブレーキ等の改造自転車は利用禁止。

## 11. 学則及び諸規定に対する違反

本校の学則を基に、学生は本便覧をよく読んで、それらを厳守しなければならない。万一、違反した学生に対しては、定められた処罰が実行される。なお、処罰については別に定める。

## 12. 公欠の取扱について

公欠扱いとなる場合は、次の理由により、指導教員に願い出た者に限られる。

(1) 忌引の場合

一親等(父・母等)	5日
二親等(祖父母・兄弟姉妹等)	3日
三親等(叔伯父・叔伯母等)	1日

(2) 交通機関の運休の場合

公共交通機関の運休中及び解除後登校してくるまでの時限

(3) 就職採用試験受験の場合

就職採用試験受験の間(試験場への移動のため、どうしても欠席しなければならない時限を含む)

(4) その他特別の理由による場合(インフルエンザ、コロナウイルス等の感染症等)

(5) 社会福祉学科・こども福祉学科(幼児教育コース)のスクーリング科目においては公欠は認められない。

### 13. 遅刻・欠席について

(1) 遅刻・欠席をする場合は、本人が連絡すること。

### 14. その他

(1) 学生生活において疑問、不安の生じたときは、本便覧を参照し、解決しない場合は指導教員へ申し出る。

(2) 社会人及び職業人として責任を自覚し、常に品位のある行動をとる。

(3) 常に本校の学生として礼儀正しい態度と言動をとる。

(4) 教職員及び来訪者には必ず挨拶をする。

(5) 交通ルールを守り登下校する。

(6) 学校前での駐停車は禁ずる。

(7) 原則として学校敷地内への自動車での乗り入れを禁ずる。

(8) 学校敷地内での自転車の乗車を禁ずる。

(9) 校用物の無断使用は禁ずる。

(10) 学校及び実習先の備品等を損壊した場合は、実費弁償とする。

(11) 学生のエレベーター使用は、学校の定めた規定による。

(12) ゴミ・空き缶・びん等廃品は、定められた場所に捨て、常に校内の清掃・美化を心掛けること。

(13) 教室を使用した場合は、終了後に必ず清掃をすること。

(14) 指定された時間及び場所以外の学内での飲食は禁ずる。

(15) 学校内及び学校周辺での喫煙は、全面禁止とする。

(16) 授業の始めと終わりは起立して先生に挨拶をする。

(17) 授業中私語は厳禁とする。

(18) 授業中は、必要な物以外は机の上に置かない。

(19) 授業中、携帯電話の使用は禁ずる。ただし、教員の指示の下、使用することは認める。

(20) 16:40までに下校のこと。

## 4. 諸手続きと窓口関係

### 1. 願い出のうえ許可を受けるもの

種 別	取 扱	願い出時期	備 考
公 欠 届	指導教員	その都度	
再 試 験 受 験 願	"	再試験日前日まで	
追 試 験 受 験 願	"	試験終了後1週間以内	理由書を添付
休 学 願	"		豊岡短期大学休学手数料12,000円
退 学 願	"		
復 学 願	"	2月末日迄	豊岡短期大学復学手数料2,000円
行 事 許 可 願	"	5日前	事業届・予算書添付終了後結果を7日以内に報告
施 設 使 用 許 可 願	"	7日前	
掲 示 許 可 願	"	その都度	

### 2. 願い出のうえ交付を受けるもの

種 別	手数料	手数料取扱	願 い 出 時 期	備 考
学 生 証 再 発 行	2,000円	事務室	7日前	
仮 学 生 証	1,000円	"	その都度	指定期日のみ有効
在 学 証 明 書	1,000円	"	3日前	
卒 業 ( 見 込 ) 証 明 書	1,000円	"	"	
成 績 証 明 書	1,000円	"	"	
単 位 取 得 ( 見 込 ) 証 明 書	1,000円	"	"	
推 薦 書	1,000円	"	"	
再 試 験 受 験 申 込 書	3,000円	"	再試験日前日まで	
社会福祉士指定科目履修証明書	1,000円	"	3日前	
指定保育士養成施設卒業証明書	1,000円	"	"	
保育士資格取得見込証明書	1,000円	"	"	
介護職員初任者研修修了証明書	1,000円	"	"	
通 学 証 明 書		"	3日前	
実 習 通 学 証 明 書		"	1ヶ月前	
学 生 旅 客 運 賃 割 引 証		"	"	
学 校 健 康 診 断 書 ( 写 し )	1,000円	"	"	
そ の 他 の 証 明 書	1,000円	"	2週間前	豊岡短期大学にて証明を受ける
豊岡短期大学卒業(見込)証明書	1,500円	"	"	
教育免許状取得見込証明書	1,500円	"	"	
指定保育士養成施設卒業証明書	1,500円	"	"	
保育士資格取得見込証明書	1,500円	"	"	
社会福祉主事任用資格証明書	1,500円	"	"	
社会福祉主事任用資格取得見込証明書	1,500円	"	"	

- ※ 諸手続きの際、学生証の提示が必要
- ※ 卒業後必要な証明書を文書で請求する際は、証明書手数料(現金又は郵便為替に限る)と共に、本人(旧姓のある方は明記)氏名、現住所及び入学年月・卒業年月・卒業学科・学籍番号を必ず明記すること。
- ※ 原則として電話での請求は受け付けない。
- ※ 手数料については変更することがあるので、その都度問い合わせること。

## 5. 健康管理

### 保健衛生

- (1) 学生の急病、負傷等の場合は、学校医又は最寄の病院に連絡を取り、応急の処置をとる。
- (2) 一時的な安静、休養及び簡単な負傷の手当のためには静養室の設備があり、通常の救急薬品は静養室に準備されている。急病、負傷のときは直ちに近くの職員に届け出て処置を受けること。  
なお、静養室の無断使用は厳禁とし、職員に申し出ること。
- (3) 本校の学校医は下記のとおりである。  
だいいちリハビリテーション病院 高知市九反田2-14 TEL088-882-0811  
学生は、「学校保健法」に基づき、毎年1回本学の行う定期健康診断を受けなければならない。
- (4) 学校は必要に応じて臨時の健康診断を行うことがある。
- (5) 校長は健康診断の結果に基づいて必要と認めた者に対し、治療のため欠席または休学を命ずることがある。
- (6) 卒業年度に定期健康診断を受けなかった者は、就職の斡旋を行わないことがあるので留意すること。

## 6. 奨学金・学費サポートプラン

人物・学業ともに優れ、かつ健康であって、経済的理由により修学に困難があると認められる者に対しては奨学金制度があるので、希望者は指導教員迄申し出ること。

### (1) 日本学生支援機構(貸与型奨学金)

#### ○第1種奨学金(無利子)

貸与額…選択制(自宅通学者は最高月額5万4千円、自宅外通学者は月額6万4千円、その他月額4万円、3万円、2万円で選択)。

返還方法…卒業6ヵ月後(10月)、指定口座より自動引落。

#### ○第2種奨学金(有利子)

貸与額…2万円～12万円(1万円単位)。

返還利率…在学中は無利子、卒業後は年利3%を上限。

(2019年12月末現在、利率固定式0.156%、利率見直し式0.004%。)

返還方法…卒業して半年後(10月)より、本人指定口座より自動引落。原則、月賦又は月賦・半年賦併用。

## (2) 修学資金(介護福祉学科・こども福祉学科)

介護・保育分野への人材確保及び促進を促す観点から、養成施設の入学者に対し修学資金の貸付を行う制度です。卒業後、1年以内に高知県で介護もしくは保育業務に就き、以後5年間（3年間）当該業務に従事した場合は返還が免除されます。

貸付額…入学準備金20万円、在学中月額5万円（2年間）、就職準備金20万円  
（介護福祉学科2年次のみ）国家試験対策費用8万円

## (3) 学費サポートプラン(本校独自)

本校では、保護者様の一時的な経済的負担を軽減する為、簡単な手続きでご利用頂ける学費の分割納付制度をご案内しています。

ご利用いただける学費…入学金、授業料、教材費、実習費、研修費など。

ご利用合計額…10万円以上500万円以内。

特典…手続きが簡単で、申込み後、審査の日数を要しません。連帯保証人が原則として、不要です。

## (4) 土佐育英協会奨学金（公益財団法人土佐育英協会）

貸与額…月額6万円（無利子）

返還方法…修学後、1年後は据え置き。15年以内に返還。

## (5) 日本興亜福祉財団 介護福祉士養成奨学金制度

介護福祉士養成2年課程の学科に在学し、修学において経済的支援を必要とする学生

奨学金支給額…月額3万円（年3回に分けて支給し、返還の義務無し）

## (6) 生命保険協会（介護福祉学科のみ）

介護福祉士の国家資格制度化（昭和62年）を契機に、介護の専門職として期待される介護福祉士の養成を支援する目的で、介護福祉士を目指して勉強する人のための奨学金制度。

奨学金支給額…月額2万円（給付制）

支給期間…1年間（返還の義務がない奨学金）

## (7) 日本政策金融公庫 国民生活事業(旧国民生活金融公庫)国の教育ローン

貸与額…350万円まで（有利子）

貸与条件…年間年収が給与所得者990万以内もしくは、事業所得者790万円以内の方が対象となります（子どもが3人の世帯の場合）。

## (8) 高知市大学等奨学資金

貸与額…月額2万円・入学支度金10万円

貸与条件…1年以上高知市に在住の方又は、1年以上居住する方の子であることで、経済的な理由により修学が困難な方が対象となります。

返還方法…奨学金の貸付期間満了した月の翌月から1年後、貸付金額に応じて月賦・半月賦・年賦のいずれかにより口座振替の方法で返還することになります。

※その他、金融機関の教育ローンをご紹介します。事務室まで、お問い合わせ下さい。

## 7. 学費・その他の諸経費について

### 1. 学費納入について

- (1) 学費は所定の金額を「前期分・後期分」に分け、毎年、前期分は4月末日まで、後期分は10月末日までに納入すること。
- (2) 納入手続方法
  - ① 学費の納入は、学校所定の振込用紙に必要事項を記入の上、銀行振込にて納入すること。
  - ② 学費を所定期限内に納入しなかった場合は、除籍とする。

### 2. その他の注意事項

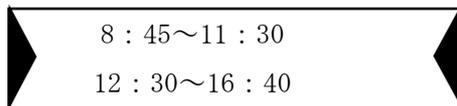
一旦納入した学費等は、いかなる理由があっても返還しない。

## 8. 事務取扱時間

事務室における窓口業務の取り扱いは、下記の通りに定められている。

時間外の事務取り扱いは行わないので、学生は必ず所定の時間に用務を処理すること。

<窓口事務>



## 9. 図書室の利用について

図書室は、本校学生、教職員の学習・研究・調査のために設置された大切な施設である。

図書室を有効に活用し、意義ある学生生活を送ること。

### 1. 利用時間

#### ○ 利用時間

- (1) 月～金  
9 : 00～16 : 30
- (2) 休業中  
休業前に掲示

#### ○ 貸出時間

- (1) 月～金  
12 : 10～13 : 10
- (2) その他指定する時間及び方法

- 利用できない日
  - (1) 土、日曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
  - (3) 本校創立記念日
  - (4) 年末年始の休業期間中
  - (5) その他臨時に利用できない場合は、事前に掲示

## 2. 図 書 閲 覧

自由に希望する図書を閲覧できる。図書はすべて分類別に並んでいるので、返すときは、必ず元の場所にもどすこと。

## 3. 図書の貸出しと返却

図書の貸出しは、1人3冊、1週間以内である。但し夏期、冬期、学年末休業には特別貸出しを行い、休業の終わりまで借りることができる。

- 図書の貸出し  
図書の選択を終えたら、図書を職員に提出し、必要事項を記入し、図書を借りること。
- 図書の返却  
図書を職員に提出し、返却日の欄に記入を受けること  
貸出し期限を延期したいときは、その図書を持参の上、新たに貸出しの手続きをすること。
- 借用中の図書を紛失したり、破損しないよう大切にすること。  
他人への転貸は一切しないこと。  
万一、事故が生じた場合は、すみやかに届け出て弁償等の手続きをすること。

## 4. 注 意 事 項

- (1) 図書室内の図書、雑誌は皆共有の財産である。無断で持ち出したり、破損したりしないようにすること。
- (2) 試験期間中は貸出しを禁ずる。
- (3) 雑誌の貸出しは原則として禁ずる。
- (4) 図書室内での飲食（飲食物の持込）を禁ずる。

